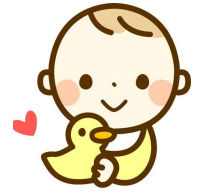


砺波市出産・子育て応援事業についてのお知らせ

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるような環境整備を目的に、砺波市出産・子育て応援事業を実施しています。



対象者

砺波市内に住民票のある妊婦または令和4年4月以降に生まれたお子さんの養育者です。

事業内容 次の2つの事業を実施します。

伴走型相談支援

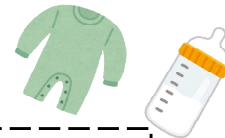
妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、情報発信を行います。

- 1) 妊娠届出時（健康センターでの面談）
* 出産までの見通しを確認します。
- 2) 妊娠8か月
* 子育てアプリでのアンケートにご回答いただきます。
* 希望する方には面談を行います。
- 3) こんにちは赤ちゃん訪問時
（生後2～3か月時）
* 市内の子育て支援サービスの紹介や子育て相談等に応じます。
- 4) となみっ子なび（子育て支援アプリ）から妊娠週数やお子さんの月齢にあわせて情報をお届けします。

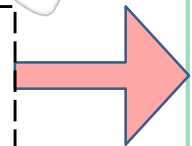
経済的支援

出産・育児用品購入、産前産後・子育て支援サービス利用等の経済的負担を軽減するための出産・子育て応援ギフトの給付を行います。

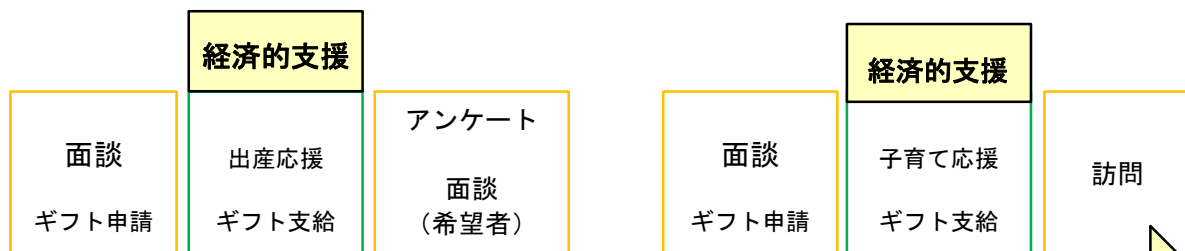
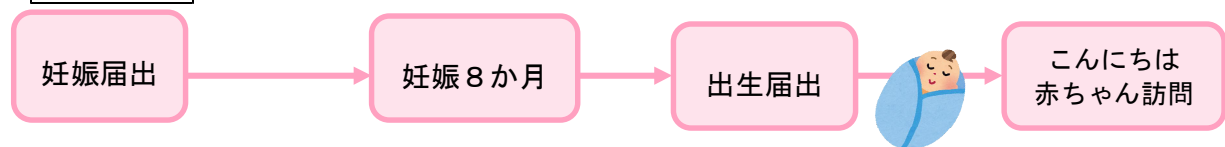
- 1) 出産応援ギフト（5万円）
- 2) 子育て応援ギフト
（お子さん1人あたり5万円）



対象者や申請方法など詳細については裏面をご覧ください。



支援の流れ



伴走型相談支援（妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じます）

経済的支援（砺波市出産・子育て応援事業）の対象者・申請方法等

対象者 ※1	給付額	申請方法	問い合わせ
妊娠届出をされた方	5万円 ※3 (出産応援ギフト)	妊娠届出時に面談を行います。 この時に申請書をご記入ください。	健康センター Tel32-7062
出生したお子さんの養育者	5万円 ※2 (子育て応援ギフト)	出生届出時に面談を行います。 この時に申請書をご記入ください。	こども課 Tel33-1590

- ※1 いずれの場合も申請時点で砺波市に住民票があり、他市町村で出産・子育て応援ギフトの給付を受けていないことが要件です。
- ※2 対象のお子さんが複数いる場合には1人につき5万円(子育てギフト)が追加されます。
出産後にお子さまが亡くなられた場合でも、給付の対象となります。
- ※3 妊娠届出後に流産や死産等で出産に至らなかった場合でも、給付の対象となります。

申請に必要なもの

出産応援ギフト

- ①砺波市出産応援ギフト申請書
- ②本人確認書類(運転免許証等の写し) * 面談の場合はマイナンバーカード提示
- ③振込先金融機関の口座が分かるもの(通帳等の写し) * 振込先口座は申請者名義のもの * となみっ子なび(子育て支援アプリ)を登録してください。

子育て応援ギフト

- ①砺波市子育て応援ギフト申請書
- ②アンケート
- ③本人確認書類(運転免許証等の写し) * 面談の場合は提示
- ④振込先金融機関の口座が分かるもの(通帳等の写し) * 振込先口座は申請者名義のもの

給付時期・方法

申請から1か月を目途に、順次申請書で指定された口座に振り込みます。